

議案第 6 5 号

おいらせ町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について

おいらせ町子ども医療費助成条例(平成 2 3 年おいらせ町条例第 2 号)の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 1 2 月 3 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

令和 3 年 3 月 3 1 日をもって失効する本条例について、時限措置規定を廃止し、無期限とするため提案するものである。

おいらせ町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

おいらせ町子ども医療費助成条例(平成23年おいらせ町条例第2号)
の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。